

# 平成30年度第1回秋田県障がい者総合支援協議会 議事要旨

日時：平成30年10月9日（火）

午後2時から午後3時30分まで

場所：秋田地方総合庁舎 610会議室

## 【出席者】

○協議会委員 成田会長、内山副会長、阿部委員、高橋委員、藤井委員、橘委員、菅原委員、近藤委員（8名）

## ○事務局

- ・秋田県相談支援アドバイザー 田原
- ・障害福祉課 高橋課長（調整・障害福祉班） 宇佐美副主幹  
（地域生活支援班） 鈴木副主幹（兼） 班長、南野副主幹、佐藤主事

## 1 開 会

〈 司会～鈴木副主幹（兼）班長 〉

## 2 あいさつ（高橋障害福祉課長）

- ・県では、障害福祉計画に沿って、地域生活支援拠点の整備、就労継続支援事業所の受発注の仲介・相談を行う共同受注窓口の設置、医療的ケア児等の支援に取り組んでいる。
- ・また、県民の障害理解を深める施策として、「秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例」の関連施策として手話教室にも取り組んでいる。
- ・さらに、来年4月の施行を目指し、障害者への「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を推進するため、障害者の差別を解消するための条例の制定作業にも取りかかっている。
- ・本日は、第4期障害福祉計画の実績、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に係る障害福祉サービス等の現状について報告し、今後の障害福祉施策のあり方を御協議いただきたいので、忌憚のない御意見を願います。

## 3 議 事

〈 議事進行～成田会長 〉

### （1）自立支援協議会ブロック連絡会について

〈 説明～田原アドバイザー 〉

#### 高橋委員

まず、報告ということで、ブロック連絡会の説明の中で「課題の抽出」という話があったが、知的障害者の6団体の会員に対し、今年6月にアンケート調査を県社会福祉協議会に委託して行っている。その内容は、利用者には現状がどうであるか、将来どうあってほしいかといったこと、事業所には例えば老人施設への移行希望といったことで、今年度中にその結果がまとまる。それをもとに、事業所にはどう事業を展開していくか、利用者にはどう事業所を利用していかなど、あとで参考にしてもらいたい。

次に、要望としては、先日10月4日から5日にかけて「親亡き後」の研修会が開催され、170名くらいの参加があったが、その中で親亡き後の問題として一番出たのが、相談する場所として、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点が核になってほしいという意見だった。

例えば、由利本荘市の由利本荘地域生活支援センターは、基幹相談支援センターとして非

常にノウハウが蓄積されたところで、利用者にとってはいい相談場所だが、ただ由利本荘市は広域で合併しているため、矢島とか鳥海とかそういうところは中心部まで出てこないといけないうので大変だという話があった。花輪ふくし会に委託している鹿角市は、毛馬内地区、八幡平、尾去沢、花輪といったところに相談窓口を設け、それが機能しており、広域な中では相談に行きやすい。だから、利用者にとって行きやすい基幹相談支援センターにしてほしい。

二、三年前に秋田市の基幹相談支援センターを検討した時にも申し上げたが、できれば市役所内につくってほしい。今は、知的障害者の相談は竹生寮、精神障害者はクローバー、身体障害者はほくととなっているが、秋田市中心部からは数キロ離れた場所にあるので、基幹相談支援センターは秋田市中心部の市役所の中においてほしい。市役所の中でなければアルヴェでもいいし、そういう場所にしてほしい。それから相談員は秋田市の職員になってもらえればありがたい。たぶん緊急時の対応になれば地域支援センターと連携を取りながら、基幹相談支援センターがメインとなって動くと思うので、その面から利用者にとって利用しやすい形にしてもらいたいとの意見があったので、要望として申し上げておく。

### 菅原委員

高橋委員の話は伺っており、そういった内容で一度盛り上がったと記憶している。もちろんそれをうやむやにしているということではないが、秋田市においては平成29年度中に条例を制定するという動きがあり、障害福祉計画や地域生活支援拠点の関係など、あらためて考え直さなければならなくなった。条例を制定する中であって、一番困っているのはどこに声を出したらいいのか分からないということだったので、基幹相談支援センターとは切り離して、秋田市障がい福祉課がまず話を伺うということを確認に打ち出した。

障害者の直接の相談場所については、秋田市ではバランスが取れていて、身体、知的、精神ごとに委託相談支援事業所を設けて動かしている。利用者の側から見た場合、満足しているかどうかは分からないが、機能的にはそれぞれの職員が頑張っているの、この三つの拠点的な相談支援事業所を活かし、そこをつなぎ役として職員を回していく仕組みというのが少しずつできつつあると考えている。

それを踏まえ、基幹相談支援センターという名称と仕組みで何ができるのか、一番大切なのはここからの効果、相談を受けて、どのように結果に結びつけるのか。サービスを利用したいのであれば、どうサービスに結びついていく流れになるとか、例えば権利関係の相談とかもよくあるので、虐待は虐待防止センターを通じてしかるべき動きが取れるような流れにしたいと考えている。

それで、あらためて秋田市として条例をつくりながら障害福祉計画の策定作業を行っている、いろいろな議論もあったが、もう一度考え直して平成32年度の設置を目指していこうということになった。

高橋委員からの御意見は、秋田市として受け止め、市の総合支援協議会や社会福祉審議会の部会に諮りながら進めていきたい。

### 阿部委員

障害者差別解消法に基づく地域協議会の状況を見ると、かなり地域的なバラツキがあると感じた。いろいろな差別があるが、その差別が発生した時点で情報が流れていないということがいっぱいあると思う。個別の相談を受けると、人権擁護的に見ても非常に重大で簡単でないものもある。そういうことを協議会でどう吸い上げていくかということが進んでいないような気がしている。どうすればいいのかということは一概には言えないと思うが、情報を吸い上げる場は必要ではないかと思う。

全体の問題として上がるものもあれば、個別の問題としてのこともあると思うが、特にこれから障害者の雇用が促進されることになると、職場における差別をなくしていかないと、本当に障害者にとってよりよい働きやすい環境を提供できない。上がったものについて一つ一つ解決していかないと、ただ率だけ上がっても、長い勤務体制を取れないという方がたくさんいるので、それをどうしていくのかということがあると思う。

まだ協議会を設置していない市町村、障害者差別解消条例がない市町村もあるが、こういうところに限っていろいろな問題が起きている。その人たちはどうなるのかを考えた場合、全般に物事を行っている社会福祉協議会の方に機能を少し移すということもある。差別解消

の話は一つ一つ重要なものがあると思う。それを集中的にやるのが差別解消条例であって、この協議会ではないかと思う。これまでの流れからすると、みな簡単に片付けられているという思いがある。この辺をどう指導していくのか関心があるので、よろしくお願ひしたい。

## 事務局

障害者差別解消法に基づく地域協議会については未設置の町村もあるが、県では5月から6月にかけて、今回の障害者差別解消に係る条例を制定するにあたって、協力要請も含めて25市町村すべての障害福祉の担当課長と会い、条例の趣旨、地域協議会の未設置のところについては年度内の設置、市町村においては努力義務ではあるが、職員の対応要領の策定も行う必要があるということで、今年度中の設置及び策定を個別にお願いしている。その進捗状況については、未設置の市町村については随時確認している。

いずれ来年度の県条例のスタートの時点から、まず行政が足並みをそろえて、対応要領であったり、協議会というものを設置しなければ、このあと民間事業者に対してお願いするにあたってお願いしづらくなるので、そういう意味も踏まえて年度内で設置していただくということで進めていきたいので、よろしくお願ひしたい。

## (2) 人材育成部会の活動状況について

### 〈 説明～田原アドバイザー 〉

意見等なし。

## (3) 秋田県障害福祉計画について

### 〈 説明～南野副主幹 〉

## 藤井委員

医療的ケア児等の協議会が立ち上がったということで、関係者の一人として大変嬉しいと思っている。医療的ケア児については、受け入れ施設が少ないという現状や災害時の対応をどのようにしていくのかという非常に深刻な問題があり、今後の協議会の進捗に期待しているので、よろしくお願ひしたい。

それから、これはこの協議会で扱うべき課題ではないかも知れないが、障害者雇用の水増しについて、本県でもいくつか事例があったようだが、今後、どのようにしていくのか、差し支えない範囲で聞かせてもらいたい。

## 事務局

まず、医療的ケア児等について、10月5日に第1回の協議会を開催したところである。今回は市町村から協力を得て、未就学児の人数に加えて、特別支援教育課で調査している支援学校、支援学級の数字をもとに、医療的ケア児の人数を報告した。

関係者からは、受け入れ体制、特に医療的ケア児を迎え入れられる体制の取れたショートステイがどれほどあるのかという心配があった。それから、高等部を卒業した後の進路のことについても御意見として寄せられた。

それから、障害者雇用について、9月議会でもいろいろ取り上げられた。私どもとしては、今年、障害者雇用促進法の改正で精神障害者の雇用が義務化されたという年でもあって、こういう問題が起こったということは、大変残念だと考えている。ただ障害者雇用率をクリアすればいいということではなく、そもそもの障害者雇用というものがどうあるべきか、それから受け入れる側、県庁内の受け入れ体制、環境がどうなっているのかといったあたりも、関係課が情報共有しながら、もう一度点検しなければならない問題だと思っている。

いずれ今回の件は障害者雇用をもう一度見直す機会として捉えていければいいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

## 橘委員

私どもはふだんから労働局と相談することは多いが、基本的には、秋田県をはじめ、それぞれの行政機関の担当である程度の方向性を決めることになり、その後、管轄のハローワークの部門長に相談してもらい流れとなっていると聞いている。そして、労働局からもらった情報をもとに私どもの障害者職業センターであったり、障害者就業・生活支援センターで応援できる場所があれば動いていくということになるで、全部については言える立場ではないが、協力はさせていただきたいと思っている。

## 近藤委員

医療的ケア児に関しては、学齢児では全県にそれを必要としている子どもがいる。そういう子ども、それから保護者の意向も踏まえた対応をしていかなければならないと、先日の会議での意見も踏まえて話をしているところである。卒業後の話もあったが、卒業後はどうしても保護者に負担がかかってしまうことも多いと思われる。県として、保護者の負担を軽減していくような方法の検討とともに、安全・安心な生活の保障を基盤としつつ、学齢児の教育や生活の質も充実させていければよいのではないかと。

## 内山副会長

就労問題について、私どもの団体の会合で、ゆゆしき問題であるとの意見もあり、透明性のあるところで今後対応していただきたい。

それから、地域の自立支援協議会には、ハローワークの所長や企業などいろいろ入っているが、この問題についてはあとで検討して報告するというところもある。また、私が講演会などに呼ばれたときに、市役所の方ではどうしているかとの質問に対し、市役所の担当者からは、たぶん人事課の方でしっかりやっていると思いますという答えぐらいしか返ってこない。自立支援協議会の就労部会であれば答えられる状態にしておいてもらいたいと思っているので、何とか御指導いただきたい。

## 阿部委員

障がい者総合支援協議会の中で、一般就労した人たちの離職率は把握できないか。離職した理由が分かることによって、私どもの検討課題である差別解消につながってくる。そういったことは、どこに問合せても分からない。就労の数字は上がってきているわけなので、そのときに同時に把握できれば、この会議の中で、その対応策も若干違ったものになっていくのではないかと思うので、ぜひそういう機会があればいい。

## 事務局

平成30年度から就労定着支援事業が始まり、その事業の利用者の離職率を把握できるので、次回以降、準備できるようにしたい。

### (4) その他

意見等なし。

### 4 その他

意見等なし。

### 5 閉 会